

令和元年度

館林市「日本遺産」推進協議会
設立総会 議案書



設 立 総 会 次 第

日 時：令和元年6月27日（木）
午前9時30分～

会 場：館林市役所3階 政策審議室

1 開 会

2 館林市長あいさつ

3 自己紹介

4 日本遺産認定について

5 仮議長選出

6 議 事

（1）議案第1号 館林市「日本遺産」推進協議会規約（案）について

（2）議案第2号 役員の選任について

（3）議案第3号 令和元年度事業計画（案）について

（4）議案第4号 令和元年度収支予算（案）について

（5）その他

7 その他

8 閉 会

議案第1号

館林市「日本遺産」推進協議会規約（案）について

館林市「日本遺産」推進協議会規約

（名称）

第1条 この協議会は、館林市「日本遺産」推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、館林市の歴史文化の特色である里沼及び沼辺文化を物語る日本遺産を通じて、歴史文化の保存・活用、観光・産業振興、まちづくり及び人材育成等を行うことで、地域活性化につなげることを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 館林市の日本遺産の情報発信、人材育成に関すること。
- (2) 館林市の日本遺産の普及啓発に関すること。
- (3) 館林市の日本遺産の調査研究に関すること。
- (4) 館林市の日本遺産の公開活用のための整備に関すること。
- (5) 「日本遺産」を通じた地域活性化計画の評価及び検証に関すること。
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、別表に記載する個人及び団体・組織等で構成する。団体・組織等においては、各団体・組織等から選出された者が構成員となる。

2 構成員の任期は3年とし、補欠構成員の任期は前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は、構成員の中から互選する。

3 副会長及び監事は、会長が指名する。

（オブザーバー及びアドバイザー）

第6条 協議会にオブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

2 オブザーバー及びアドバイザーは、その専門性等を考慮し、必要な個人または団体・組織等を会長が指名する。

3 オブザーバー及びアドバイザーは、会長の求めにより、会議に出席し、意見を述べることができる。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、業務の執行状況及び会計について監査する。

(財務)

第8条 協議会の運営及び事業実施に要する経費は、補助金、貸付金、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集することとし、会長は、会議を主宰する。

2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

6 会長は、会議の終了後、速やかに議事録を作成し、これを公表する。ただし、非公開とした議事については、会議が当該議事録の公表を決めた場合を除き、公表しない。

(連絡協議会)

第10条 協議会の円滑な事業運営と、地域活性化及び市内の沼に関わる人をつなぐネットワーク形成を図るため、館林市ヌマベーション連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 連絡協議会運営に必要なことは会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会及び連絡協議会の運営及び事業実施のため、館林市役所内に事務局を置く。

2 事務局運営に必要なことは、会長が別に定める。

(地域プロデューサー)

第12条 協議会及び連絡協議会で取組む事業の各分野において、館林市「日本遺産」地域プロデューサー（以下「地域プロデューサー」という。）を置く。

2 地域プロデューサー運営に必要なことは会長が別に定める。

(規約の変更)

第13条 この規約の変更は会議出席者の3分の2以上をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(解散)

第14条 協議会は、所期の目的を達したとき、構成員の総意に基づき、解散するものとする。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和元年 月 日から施行する。

別表(第4条関係)

館林商工会議所
邑楽館林農業協同組合
館林市観光協会
東武鉄道株式会社
有識者（大学教授等）
有識者（大学教授等）
有識者（大学教授等）
館林つつじサポーターズ倶楽部
館林市区長協議会
邑楽館林振興局
館林土木事務所
館林市議会
館林市
館林市教育委員会

議案第2号

役員の選任について

役 職	役 員 名	選 出 団 体
会 長		
副会長		
副会長		
監 事		
監 事		

議案第 3 号

令和元年度事業計画(案)について

事業計画

時 期	事 業 内 容	備 考
6 月 27 日(木)	館林市「日本遺産」推進協議会設立総会 ・日本遺産認定について ・館林市「日本遺産」推進協議会規約(案)について ・役員の選任について ・令和元年度事業計画(案)について ・令和元年度収支予算(案)について	館林市役所
6 月 27 日(木) ～3 月 31 日 (火)	各事業実施 [日本遺産魅力発信推進事業] ①人材育成事業 ②普及啓発事業 ③調査研究事業 [観光拠点整備事業] ④情報発信事業 ⑤活用整備事業	
8 月	館林市ヌマベーション連絡協議会設立	館林市役所
10 月 12 日(土) ～13 日(日)	日本遺産サミット in 高知 ・PR ブース出展等	高知県高知市
10 月 24 日(木) ～27 日(日)	ツーリズム EXPO ジャパン 2019 ・PR ブース出展等	大阪府大阪市
11 月	館林市「日本遺産」推進協議会第 2 回会議 ・令和 2 年度事業計画(案)について ・令和 2 年度収支予算(案)について	館林市役所
11 月	日本遺産シンポジウム ・有識者講演等	館林市文化会館カルピス®ホール
2 月	(仮称) プレ 2020 ・PR ブース出展等	東京都(東京近郊)
2 月	ヌマベーションシンポジウム ・有識者講演等	館林市三の丸芸術ホール

議案第4号

令和元年度収支予算(案)について

【収入の部】

(単位：千円)

科 目	本年度予算額	備 考
補 助 金	45,560	国・市補助金
貸 付 金	35,124	市貸付金
雑 入	1	預金利息等
合 計	80,685	

【支出の部】

(単位：千円)

科 目		本年度予算額	備 考
事業費	人材育成事業	8,900	観光ガイドやボランティア解説員の育成等
	普及啓発事業	4,300	ワークショップ、シンポジウム、展示会の開催等
	調査研究事業	4,400	マーケティング調査等
	情報発信事業	22,400	情報発信コンテンツの制作・発信等
	活用整備事業	4,560	設備整備・施設整備等
事務費	会議費及び事務諸経費	1,000	振込手数料、郵便料、旅費、会議資料印刷等
貸付金返還費	貸付金返還費	35,124	市貸付金返済
予備費	予備費	1	
合 計		80,685	